

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第149号

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の一部を改正する規則

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「又は第5条第1項」、「又はその付属設備」及び「音楽堂にあっては」を削り、「第1号様式」を「別記様式」に改め、「、付属設備にあっては京都市円山公園音楽堂付属設備使用許可申請書（第2号様式）を」を削る。

第3条中「別表のとおり」を「入場料の総額の100分の7に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該金額が30,000円に満たないときは、30,000円とする。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、許可を受けた使用時間が午前9時から午後4時30分まで又は午後1時から午後8時30分までの間におけるものである場合の使用料は、入場料の総額の150分の7に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

第4条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第5条中「第6条」を「第5条」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「第8条」を「第7条」に改め、「音楽堂使用料」を「音楽堂の使用料」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第8条の」を「第7条に規定する」に、「本市内に住居している能力者」を「本市の区域内に住所を有する行為能力者」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条を削る。

別表を削る。

第2号様式を削り、第1号様式を別記様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局文化部文化課)